

特別会計

国民健康保険 特別会計予算

国民健康保険特別会計の予算については、総額一億二千二百四十四万五千円で、昨年の当初予算に比べて八十七万四千円の減となっております。

才入では、保険料が五千三百七十六万八千円で四十四・三%、国庫支出金が六千五百八十四万四千五百三十三・七%を占めています。才出では、保険給付費が一億七百五十二万六千円で八八・七%を占め、被保険者一人当りの平均給付額は、四百二十三円を見込んでいます。

又、被保険者数は社会保険加入者数の増加とともに減少の傾向にあり、前年度と比較して約五十人減少となりました。

- 世帯数 五五二世帯
- 被保険者数 二、二四六一人
- 一人当り保険料二三、七六四円
- 一世帯当り 九六、六九四円
- 一人当り療養給付費 四二、三〇〇円
- 一世帯当り 一七二、一一二円
- 受診率 五六・八%

簡易水道特別会計

簡易水道特別会計の予算は、総額千九百九十六万円で、昨年の当初予算に比べて七十三万八千円の

増となっております。昨年の当初予算では、昭和五十年度末の赤字を五十万円と見込んでいたもので、それを加えると、実質百二十三万八千円の増となります。

才入では、使用料を千四百九十二万円、基本負担金と流末工事負担金を四十万八千円を見込んでいます。又、新規加入世帯は九世帯を見込んでいますが、まだ未加入の世帯も相当数あるため、健全財政を維持するうえからも加入の促進をはかります。そのほか、工事収入で四百五十万円を見込んでいます。

才出では、水道の運営費として人件費や消耗品費などで八百三十二万一千円を見込んでいます。又、水道施設の維持や、各種の工事など給水をするための経費として九百五十四万四千円を計上し、建設時の借入金償還元金として百四十九万五千円を見込んでいます。

上越新幹線 建設事業特別会計

この予算は、約寄地内に完成した用排水路の維持費として鉄道建設公団からの受託収入を財源に六十三万円を計上しました。

指定金融機関、口座振替制度 実施による留意事項

四月一日より指定金融機関、口座振替制度が実施になります。実施上の留意事項を参考までにお知らせします。

- 一 村税納付書を大切に
村税等の納付は、原則として村内の金融機関である第四銀行、巻信用組合、月潟農協で取扱うことになっております。口座振替の申込みをしていない方は金融機関へ納付するには納付書がないと納付できませんので納付書を紛失しないよう大切に保管してください。
- 二 村税等の前納について
村税等を前納したい方は、次により御処理ください。
(1) 口座振替申込者の場合

- (2) 口座振替の申込みをしていない方の場合
金融機関又は役場へ納付書により前納してください。
- (3) 前納報奨金の支払いは、(1)(2)の場合とも後日お支払いいたします。
- 三 口座振替の申込みについて
口座振替の申込みは、申込の期限はありませんので何時でも申込みができます。まだ申込みをしていない方は、この便利な納税制度を利用されるよう申込んでください。

国民年金の老令年金(通算老令年金を含む)は、定められた資格要件を満たした人であれば、原則として65才から支給されます。

しかし、この場合、本人の希望により60才から64才までの間なら、いつでも年金を繰り上げて請求することができます。

国民年金コーナー

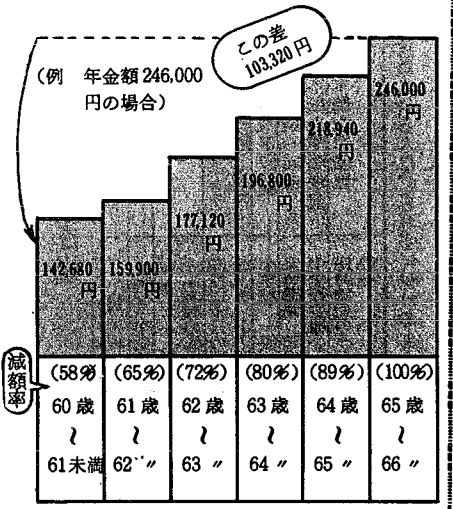
請求の方法は、「国民年金老令年金裁定請求書」又は「国民年金通算老令年金裁定請求書」に、国

老令年金を請求される前に

このほかに通算対象期間を確認する書類(通算対象期間確認通知書、年金証書または恩給証書)が必要となります。また、通算老令年金の場合、

年金額が増額されればはるほど満額年金との差は広がります。いままで平均寿命が男71・76才、女76・95才と延びて、だれでも長生きする時代を迎えています。長い老後を考えてみますと、健康に全く自信がない……という方は別として、やはり有利な満額年金を受けたほうがよさそうです。年金を請求される時は、このことをよく考えてみてはいかがでしょうか。

繰り上げ請求は、良く考えてから



田植えは4千円です

＝農作業協定料金決まる＝

西蒲原郡農業団体代表者会議(郡内農業委員会、農協などで構成)農協は、今年の農作業協定料金を決めました。特に、田植え(人力)の場合は、就業時間は午前六時三十分から午後六時三十分までとし、中食は折箱にしないこと。おみやげは出さないことも申しあげました。

- 田植 機械 10アール当り三千三百円 人力 一人一日 四千円
- 秋作業 刈取 10アール当り七千七千円 乾燥・調整 一袋当り 千三百円

身障者雇用 促進法の改正

身障者雇用促進法は、決して働く上での障害者ではないと言われているが、その身体的なハンディキャップのために雇用の改善が遅れていることも事実です。このような状態を改善するため、この程法律が改正され、雇用の促進を図ることになりました。

一、事業主の身体障害者雇用義務の強化
従来、努力義務であった身障者の雇用率を法的義務とし、常用労働者数の15/100人を雇用しなければならぬとされました。

検針日

月別	検針期間
4月～5月	5月25日～30日迄
6月～7月	7月25日～30日迄
8月～9月	9月25日～30日迄
10月～11月	11月25日～30日迄
12月～3月	冬期間につき 3月25日～30日迄

使用料の納額告知及び納期限

月別	納期
4月～5月	毎年 6月末日迄
6月～7月	8月末日迄
8月～9月	10月末日迄
10月～11月	12月末日迄
12月～1月	2月末日迄
2月～3月	4月末日迄

※12月～1月分は推定使用料で納額告知し 2月～3月分まで精算させていただきます。

特例措置

1. 過去の実績により、1ヶ月の使用料金が多額(4,000円以上)の世帯には、1ヶ月納入がよいか、2ヶ月納入がよいかを各世帯に照会した結果に依って措置します。
2. 官公庁、生活保護世帯は1ヶ月毎に納額告知しますから1.の1ヶ月納入の方と同様、推定使用料で計算し納額告知します。

水道の検針日及び使用量の納入期限等が異なります。

